

北但行政事務組合公告式条例

〔平成7年3月31日〕
〔条例第1号〕

改正 平成16年8月2日条例第6号 平成17年3月18日条例第3号

平成17年9月9日条例第14号 平成21年5月27日条例第3号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、北但行政事務組合掲示場に掲示してこれを行う。

3 前項により掲示したときは、その謄本を作り、組合を組織する市町が定める公告式に関する条例に規定する掲示場に掲示する。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(組合の機関の定める規則の公布)

第5条 第2条の規定は、北但行政事務組合(以下「組合」という。)の機関の定める規則で公布を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「組合の機関を代表する者」と読み替えるものとする。

(組合の機関の定める規程の公表)

第6条 第4条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「組合の機関を代表する者」と、「管理者印」とあるのは「組合の機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第7条 条例、規則、規程又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該条例、規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成16年8月2日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 18 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 9 日条例第 14 号）

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 27 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。